

延岡市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市へのふるさと納税を促進するとともに、本市の魅力発信、地元特産品のPR及び地元経済の活性化等の相乗効果を図るため、ふるさと納税に対する返礼品を提供する事業者(以下「事業者」という。)の募集について必要な事項を定めるものである。

(事業者の基準)

第2条 事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に本社(本店)、支社(支店)、営業所又は関係会社のうちいずれかを有する法人又は個人事業者
- (2) 事業者の代表者等が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者をいう。)でないこと。
- (3) 生産、製造、販売に関する法令等を遵守すること。
- (4) 返礼品の発送依頼から原則として1ヶ月以内に発送を行えること。

(返礼品)

第3条 返礼品は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 本市の魅力の発信につながる返礼品であること。
- (2) 安定した品質及び数量が確保できること。

(申込方法)

第4条 事業者として返礼品の提供を希望する者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、添付書類とともに提出しなければならない。

- (1) ふるさと納税地元特産品等提供申込書(様式第1号)
- (2) 返礼品に関する画像データ
- (3) 市税完納証明書

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類にあつては、電子データでの提出とする。

(申込期間)

第5条 前条に規定する申込は、返礼品の提供を開始する日の30日前までに行わなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 事業者は、本事業の業務遂行にあたり取得した個人情報の取扱いについて延岡市個人情報保護条例その他の関係法令を遵守すること。

(その他)

第7条 事業者の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。